平成２６年（再イ）第１７７号
横浜市南区六ツ川３丁目89番地30
再生債務者　木村　大士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３２号
静岡市清水区村松原１丁目７番６号
再生債務者　池田　昇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第６号
京都府亀岡市千代川町今津１丁目21番２号
再生債務者　中川住宅こと　中川　秀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日
京都地方裁判所園部支部再生係

平成２６年（再イ）第７号
京都府船井郡京丹波町富田井坂59番地　エステート優美101
再生債務者　岡山　恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日
京都地方裁判所園部支部再生係

平成２６年（再イ）第３７号
大阪府和泉市上町391番地の２
再生債務者　中阪　立城
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第９号
広島市中区大手町３丁目２番15―401号
再生債務者　天倉　祥福
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山面35番地270
再生債務者　井口　篤志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（再イ）第３３号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目４番６号
再生債務者　古川　　透
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年１月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年１月21日　神戸地方裁判所伊丹支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 47 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成27年１月16日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年２月３日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第Q151号
2、名称　ZOLL Medical Corporation
3、住所　269　Mill　road,　Chelmsford,　MA　01824―4105, USA
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

解散命令公告

兵庫県公告
下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠け、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成 27 年２月３日
兵庫県知事　井戸　敏三
記
命令の要旨
中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
高砂ロイヤルセンター協同組合
兵庫県高砂市荒井町東本町４番28号
兵庫県セールスレップ協同組合
兵庫県姫路市飾磨区英賀甲1951番地
教示
1．この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、兵庫県知事に対して行政不服審査法に基づく異議申し立てをすることができる。
2．この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、兵庫県を被告として、行政事件訴訟法に基づく処分の取り消しの訴えを提起することができる。

解散命令公告

和歌山県公告
下記に掲げる農事組合法人は、その所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。
平成 27 年２月３日
和歌山県知事　仁坂　吉伸
記
命令の要旨
農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
農事組合法人和歌山県食品連合協同組合
和歌山県西牟婁郡白浜町安宅287番地
（教示）
1　これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。
2　この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、和歌山県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。また、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日から６箇月を経過したとき又は当該決定の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳代の男性、身長164㎝位、中肉、頭頂部若干薄い、右頬上部５㎜大イボ、眉間左側米粒大ホクロ、左上腕部外側５㎜大イボ、白色縦ストライプワイシャツ、薄茶チェック柄ポロシャツ、ジーンズ、茶色革靴、黒色キャップ
上記の者は、平成26年８月23日、中野区中野二丁目６番の紅葉山公園において病死の状態で発見されました。
2．本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳代の男性、身長153㎝、肥満、白髪混じりの顎鬚
上記の者は、平成26年９月上旬頃、中野区上高田四丁目46番10号において死亡の状態で発見されたものです。
以上２件は、身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区健康福祉部生活援護分野までお申し出ください。
平成 27 年２月３日
東京都　　中野区長　田中　大輔